

入院時食事療養費に関する掲示

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

【入院時1食当たり負担額】

（参考：一般病床の場合）

①	一般の方	510 円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	240 円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110 円

※ ②・③に該当する患者様へ

イ. マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご提示いただくことで自動的に適用されます。

ロ. 資格確認書をお持ちの方は、a 又は b の方法で適用を受けれます。

a 「任意記載事項の記載がない資格確認書」を当院に提示した後に

当院職員が適用区分をオンライン資格で照会することに同意する。

b「任意記載事項の記載がある資格確認書」を当院に提示する。

注意 「イ」又「ロ」の方法で適用区分の確認ができない

場合は、食事の減額の適用はされません。